

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K10- 100	2010/11/27	2013/03/18	石油ストーブ(開放式)	(火災、死亡1名、軽傷1名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡、1名が負傷した。			愛知県	○当該製品は、背面と右側が焼損していたが、前面と左側の塗装は残っていた。 ○カートリッジタンクは装着された状態で焼損し、口金は閉まっていた。 ○芯は消火位置で固着し、燃焼部に出火の痕跡は認められなかった。 ○燃料にガソリンの混入は認められなかった。 ●当該製品の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品には異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K10- 099	2010/11/18	2013/03/18	石油ふろがま	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。火災現場は1ヶ月ほど留守状態であった。			京都府	○当該製品は1ヶ月前から使用しておらず、事故当日も使用していなかった。 ○浴室と当該製品を隔てる鉄板は、浴室側の焼損が激しかった。 ○当該製品に空焚きの痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、事故当時使用されておらず、当該製品内部に出火につながる痕跡が認められないことから、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。	・使用期間:約3年
B1K10- 098	2010/10/22	2013/03/18	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品に点火後、しばらくして当該製品を確認すると、当該製品から灯油が漏れて燃えており、当該製品及び周辺を焼損した。			京都府	○当該製品を知人(大工)に作ってもらった木枠と板で覆われた木製のしいたけ乾燥機の中に入れて、火力を最弱にして使用していた。 ○燃焼筒にススの付着は認められず、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○カートリッジタンク及び固定タンクに灯油漏れの痕跡は認められなかった。 ●当該製品を木枠と板で覆われた木製の乾燥機に入れて使用していたため、何らかの理由により木枠などに着火して火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定されるが、事故当時の状況が不明であり、原因の特定には至らなかった。	
B1K10- 097	2010/03/13	2013/03/18	石油ストーブ(半密閉式)	(火災、死亡7名、軽傷1名)建物が全焼、7名が死亡、1名が負傷する火災が発生した。現場に当該製品があった。			北海道	○当該製品はグループホームのホールに設置され、24時間運転しており、現場には入居者1名がいたが、出火時の状況は不明であった。 ○当該製品は焼損が著しいが、異常燃焼の痕跡など出火に至る異常は認められなかった。 ○当該製品の前面及び側面にはガードが設置され、その両脇に物干し用スタンドを並べ洗濯物を干していたが、詳細な状況は確認できなかった。 ○当該製品の上部にあった燃えかすから繊維片が検出された。 ●当該製品に出火に至る異常は認められず、当該製品を使用中に何らかの可燃物が接触して火災に至った可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定されるが、詳細な使用状況等が不明のため、事故原因の特定には至らなかった。	
B1K10- 096	2010/02/22	2013/03/18	石油ファンヒーター	(火災)建物が全焼する火災が発生した。現場に当該製品があった。			宮城県	○当該製品のバーナーや燃焼室内部にスス付着等の異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の電気系統に短絡の痕跡はみられず、送油系統からの油漏れの痕跡も認められなかった。 ○カートリッジタンクの口金に緩みはなく、油漏れの痕跡は認められなかった。 ○当該製品に誤給油の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められず、事故原因の特定には至らなかったが、製品に起因しない事故と推定される。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K10- 095	2010/11/09	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品を消火するため、芯調節つまみを操作しようとした際、当該製品から火が立ち上がった。カーテンを掛けて消火を試みたところ当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	左記参照		三重県	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、置台から燃え上がった焼損状況であった。 ○カートリッジタンクは、装着された状態で焼損し、口金は閉まっていた。 ○固定タンクに燃料が入っており、燃料の色は、灯油の無色透明ではなく、赤色を呈していた。 ○使用者宅には、灯油の入った青ポリタンクの横に、ガソリンの入った赤ポリタンクが置かれていた。 ●当該製品は、燃料に灯油ではなく、ガソリンを使用したため、異常燃焼が生じて火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「ガソリン使用禁止、少量の混入でも火災の原因になります。」と記載されており、カートリッジタンクには、「ガソリン使用禁止」のラベルが貼付されていた。 	事業者が重大製品事故の発生を認識したのは、11月29日
B1K10- 094	2010/11/24	2012/06/04	油だき温水ボイラ	(火災)当該製品の着火時に黒煙が発生したが、給湯可能であったため、そのまま使用したところ、異音とともに当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。	左記参照		岡山県	<ul style="list-style-type: none"> ○2～3ヶ月使用していなかった当該製品を使用したところ、着火時に黒煙が発生したが、給湯が可能であったためそのまま使用していたら、爆発音が生じて出火していた。 ○当該製品の左側下部にある排油口(燃焼室の未燃灯油を排出する部分)は、工事説明書で指示された排油配管が設置されず、短いエルボを接続して当該製品の外側近傍で開放されていた。 ○当該製品は、排油口側の焼損が著しかった。 ○当該製品の内部は、送油管やリード線の被覆が焼損していたものの、発火の痕跡は認められなかった。 ○バーナーノズル先端部にはススや異物が付着し、ノズルの噴霧角度が狭く、著しい噴霧ムラが認められた。また、点火電極の間隔が正常時よりも広がっていた。 ●当該製品のバーナーノズルの噴霧不良等により、燃焼室にたまった未燃灯油が排油口から排出され、着火不良が生じた際に火花が排油口を通して外側に吹き出し、排油口から排出された灯油に引火して火災に至ったものと推定される。なお、工事説明書には、「排油管は必ず配管し、下り勾配で安全な場所へ開放する」旨記載されていた。 	・使用期間:約30年
B1K10- 093	2010/11/19	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災、重傷1名、軽傷2名)当該製品を使用中、消火をせずに給油タンクを取り外して給油を行い、当該製品に戻す際、灯油がこぼれ、当該製品から出火する火災が発生し、建物が全焼、1名が重傷、2名が軽傷を負った。	左記参照		滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を消火せずに給油を行い、カートリッジタンク(ワンタッチ式)を当該製品に戻そうとした際、給油口ふたが開き、灯油がこぼれて当該製品から火が上がった。 ○カートリッジタンクの給油口ふたは、半ロックになることなく確実にロックされ、給油口ふたが開くことはなかった。 ○カートリッジタンクの給油口ふたを締めると灯油漏れは認められなかった。 ○燃焼筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ●当該製品を消火せずに給油した際、カートリッジタンク(ワンタッチ式)の給油口ふたを確実に閉めなかったため、給油口ふたが開いてこぼれた灯油が燃焼中の当該製品にかかり、火災に至ったものと推定されるが、詳細な使用状況が不明のため、給油口ふたが開いた原因の特定に 	
B1K10- 092	2010/11/15	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品の給油タンクに給油後、点火し、その場を離れ戻ったところ当該製品右下部より発煙・出火する火災が発生しており、当該製品及び周辺が焼損した。	左記参照		北海道	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品のネジ式カートリッジタンクは、ふたが緩んでいた。 ○使用者は、日常的にマッチを使って燃焼筒の芯に点火していた。 ○当該製品の置き台の隙間には、マッチの燃えカス、ホコリやマッチ箱などの残渣物が認められた。 ○当該製品は、下方から著しい焼損が認められた。 ○当該製品には、異常燃焼や灯油漏れの痕跡は認められなかった。 ●当該製品には、異常は認められないことから、カートリッジタンクのふたが緩んでいたため、置き台上に灯油がこぼれ、周辺のホコリに灯油が染み込んでいたところへマッチの残火が引火し、火災に至った可能性が高いものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K10- 091	2010/09/25	2012/06/04	石油ファンヒーター	(火災)建物が全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	左記参照		長野県	○使用者が、当該製品を消火せずに外出して30分後に、当該製品を置いていた部屋から出火した。 ○当該製品の温風吹き出し口近くには、布団が敷かれていた。 ○当該製品は、全体が焼損していたが、燃焼室やバーナーにスス付着等の異常燃焼や点火プラグが焼損した痕跡は、認められなかった。 ○カートリッジタンクや油受皿に油漏れの痕跡は認められず、タンク口金は閉まっていた。 ●当該製品は、内部から出火した痕跡が認められないことから、当該製品の温風吹き出し口付近に敷かれていた布団が熱風に熱し続けられたことよって発火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定されるが、当該製品と布団との位置関係や焼損状況等が不明なため、事故原因の特定には至らなかった。	事業者が重大製品事故の発生を認識したのは、11月11日
B1K10- 090	2010/11/02	2012/06/04	石油こんろ	(火災、軽傷1名)当該製品から出火する火災が発生して、建物が全焼し、隣接する3棟が延焼、1名が負傷した。	左記参照		広島県	○当該製品を消火せずに、燃焼状態のまま給油しようとした際、給油ポンプを挿した状態の灯油が入ったポリタンクを運搬中に転倒し、ポリタンクから灯油がこぼれて当該製品にかかって出火した。 ○当該製品の外側は全体的に焼損していた。 ○燃焼筒内部には異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ●当該製品を消火せずに給油しようとした際、灯油が入ったポリタンクを運搬中に転倒し、ポリタンクから灯油がこぼれて当該製品にかかり、当該製品の火が引火して火災に至ったものと推定される。	
B1K10- 089	2010/10/26	2012/06/04	石油ふろがま用バーナー(新兼用)	(火災)浴槽の水を排水後、しばらくしてから当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	左記参照		京都府	○使用者が、浴槽の水を排水して外出していたところ、火災が発生した。 ○当該製品は、3日前から使用されておらず、焼損などの異常は認められなかった。 ○ふろがま缶体は、上側循環口周辺に過熱痕が認められ、浴槽内循環口には、焼損の痕跡が認められた。 ○当該製品の浴室スイッチは、数ヶ月前に修理業者に交換されていたが、正規品と形状や寸法の異なる部品が取り付けられていて正常に作動せず、火災時はスイッチが「ON」の状態になっていた。 ○修理後に、当該スイッチのつまみを「OFF」の状態にしても当該製品が停止しないことが、3回くらいあった。 ●修理業者が交換した当該製品の浴室用のスイッチ部品が正規品と異なっていたことから、スイッチが動作不良となって何らかの要因で当該製品の電源が入り、浴槽内に水が無かったため、空焚きとなって、火災に至った可能性が高いものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、電源が入った原因の特定には至らなかった。	・使用期間:約8年(ふろがま缶体は不明)
B1K10- 088	2010/10/28	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品を点火後、しばらくして火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品から発煙・出火する火災が発生しており、当該製品が焼損した。	左記参照		東京都	○当該製品の天板に当該製品には使用されていない樹脂製の異物が付着していた。 ○当該製品には出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の天板に何らかの理由により樹脂製の異物が落下したため、異物に当該製品の火が引火し、火災に至ったものと推定される。	
B1K10- 087	2010/10/31	2012/06/04	石油小型給湯機	(火災)当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品の排気部より発煙し、製品内部が焼損していた。当該製品は事故発生2日前にバーナー部品を交換していた。	左記参照		秋田県	○当該製品は、事故の2日前に修理業者によりバーナー部品が交換されていた。 ○熱交換器や排気集合筒に焼損が認められた。 ○バーナー近傍の油導管と電磁弁の接続部のリングが損傷しており、当該部から油漏れが認められた。 ●当該製品のバーナー部品を修理業者が交換した際、油導管と電磁弁の接続部のリングを損傷させたため、油導管接続部から油が漏れ、漏れた油が燃焼室内に流入して溜まり、バーナーの火が引火して当該製品内部を焼損したものと推定される。	・使用期間:11年11か月

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K10- 086	2010/07/22	2012/06/04	石油ファンヒーター	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	左記参照		北海道	<p>○無人の店舗内の入り口付近に置かれていた当該製品周辺から出火し、通行人が消防に通報した。なお、事故当時、当該製品は、使用されていなかった。</p> <p>○ネジ式カートリッジタンクは、焼損が認められなかった。なお、本体のタンク室には、焼損の痕跡が認められた。</p> <p>○内部には、焼損の痕跡が認められるが、配線類は残存していた。また、電源コードは、素線のみであったが、熔融痕などの発火痕跡は認められなかった。</p> <p>○燃焼部には、スス付着などの異常燃焼の痕跡は認められなかった。</p> <p>○火災時は、プレーカーは落ちていなかった。</p> <p>●当該製品は、出火や通電していた痕跡が認められず、カートリッジタンクも挿入されていないと考えられることから、当該製品が何らかの火により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、出火元については、詳細な使用状況などが不明のため、特定には至らなかった。</p>	
B1K10- 085	2010/07/06	2012/06/04	油だき温水ボイラ(薪兼用)	(火災)建物が全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	左記参照		熊本県	<p>○事故2日前から当該製品のバーナーが使用できなくなったため、事故当日は薪で風呂を沸かしており、当該製品のスイッチはOFFであった。</p> <p>○バーナー本体には出火の痕跡は認められず、バーナー内部についても配線、端子部に熔融痕等の発火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○送油管(銅管)に油漏れの痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の内部に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。なお、出火元については特定できなかった。</p>	・使用期間:約3年
B1K10- 084	2010/06/09	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災、軽傷2名)建物1棟が全焼、4棟が焼損する火災が発生し、2名が負傷した。現場に当該製品があった。	左記参照		京都府	<p>○使用者は、当該製品の内部の灯油を燃やし切るため、部屋のを開放して、当該製品のタンク室側を5度程度持ち上げた状態で燃焼させていた。</p> <p>○燃焼筒にススの付着など、異常燃焼の痕跡は認められなかった。</p> <p>○燃焼筒下部のしん案内筒内部にススの付着が認められた。</p> <p>○固定タンクなどに、灯油漏れにつながる穴開きなどは認められなかった。</p> <p>●当該製品を窓を開放した部屋に置いて燃焼させていたため、風の影響を受けて当該製品の燃焼筒の杯がしん案内筒から当該製品内部に入り込み、当該製品内部のホコリなどに着火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「水平でない場所、不安定な場所、風のあたる場所では使用しない」、「保管する際は、カートリッジタンク・固定タンク内の</p>	
B1K10- 083	2010/05/25	2012/06/04	石油ふるがま(薪兼用)	(火災)プレーカーが作動したため確認すると、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品が焼損した。	左記参照		長野県	<p>○当該製品のバーナーは、ケース内面にススが付着し、プラグ、配線の焼損が著しく、燃焼筒内部、ノズルホルダー周辺、送風機内部等には多量の堆積物が認められた。</p> <p>○燃焼筒内部は、噴霧や点火放電に影響を及ぼす位置に、カラムシの死骸が付着していた。</p> <p>○ノズルには噴霧不良が認められ、送油経路等には多量の異物が認められた。</p> <p>○点火装置は、先端からではなく、碍子部分から放電する異常が認められた。</p> <p>○配線に短絡痕は認められなかった。</p> <p>○排気筒はエルボで連結されている箇所が3つあり、内部には多量のスス付着が認められた。</p> <p>●当該製品は、長期間使用する間に十分な点検や整備をしていなかったため、ノズルの噴霧不良や燃焼筒内部に付着した虫の死骸の影響で、点火時に異常放電して未燃灯油と噴霧した灯油が一気に燃焼し、エルボで連結された箇所が3つある排気筒による排気不良により燃焼室内の圧力が高まり、燃焼筒からバーナー内部に逆火が生じて周辺を焼損し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、燃焼筒は月に1回程度清掃する旨、排気筒は直立に立てる旨、表記されている。</p>	・使用期間:缶体は不明、バーナーは製造後27年経過

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K10- 082	2010/04/27	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災、死亡1名、軽傷1名)当該製品を使用中、当該製品から異音とともに出火し、建物が全焼、1名が死亡、1名が負傷した。	左記参照		兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品内部から、ガソリン成分が検出された。 ○事故現場には農機具用のガソリンが灯油とともに保管されていた。 ○当該製品に油漏れの痕跡は認められなかった。 ●当該製品にガソリンを誤給油して使用したため、異常燃焼して火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には「ガソリンなどの揮発性の高い油は絶対に使用しない」、本体には「ガソリンなど揮発性の高い油、変質灯油や不純灯油、水やごみが混じった灯油は絶対に使用しない」旨、記載されている。 	
B1K10- 081	2010/04/12	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災、軽傷1名)建物が全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。現場に当該製品があった。	左記参照		兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、正立状態であったが、当該製品のガードが外れて本体の下にあり、燃焼筒が外れていた。 ○当該製品近くでネジ式カートリッジタンクがあり、ふたが外れた状態で見つかった。なお、ふたなどには、変形などの異常は認められなかった。 ○当該製品の天板は、落下物による変形があり、前パネルに著しい焼損が認められた。 ○芯は、自動消火装置が動いて先端が下がっており、芯調節つまみは、消火位置にあった。 ○当該製品には、異常燃焼や油漏れの痕跡は認められなかった。 ●当該製品には、出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定されるが、詳細な使用状況などが不明のため、事故原因の特定には至らなかった。 	・A201000113(ガスこんろ)と同一事故
B1K10- 080	2010/04/04	2012/06/04	石油ファンヒーター	(火災、軽傷1名)当該製品から出火する火災が発生し、建物が全焼し、1名が火傷を負った。	左記参照		新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が、当該製品のネジ式カートリッジタンクにポリタンクから給油し、ふたを閉めて当該製品本体まで運搬して本体にタンクを入れようとしたら、火が吹き出た。 ○給油時は、当該製品の運転スイッチを切っていた。 ○カートリッジタンクは、当該製品のタンク室に入っていた。 ○カートリッジタンクのふたは、緩んだ状態であり、樹脂製のふた握り部の溶融物が、その隙間に入り込み固着していた。 ○当該製品には、異常燃焼や電気部品からの発火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品には、異常が認められないことから、使用者が、給油後にカートリッジタンクのふたを十分に締めなかったため、タンクを本体に戻す際にふたの隙間から灯油が漏れて、何らかの火が引火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、詳細な使用状況が不明であり、発火源も不明のため、事故原因の特定には至らなかった。また、本体表示及び取扱説明書には、「口金を確実に閉め油漏れがないことを確かめる」「給油時消火」と注意表記されている。 	
B1K10- 079	2010/03/30	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	左記参照		滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、外出前に洗濯物を取り込み、当該製品の前方付近へ置いた。その後、小学生の子供が、奥の勝手口にあった靴を取るために、当該製品の前を往復した。 ○当該製品周辺や当該製品の燃焼部周囲には、衣類の燃えた残渣物が認められた。 ○当該製品の芯は、燃焼位置にあり、芯調節レバーは、最大燃焼位置より戻した位置にあった。 ○当該製品には、異常燃焼や油漏れの痕跡は認められなかった。また、ネジ式カートリッジタンクのふたは、閉まった状態でタンク室内に入っていた。 ●当該製品には、異常が認められないため、使用者が、当該製品を使用した状態で洗濯物を当該製品の前に置き、何らかの要因で洗濯物が当該製品に触れて出火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、洗濯物が当該製品に触れた要因として、子供が当該製品の前を通った際に、当該製品の近くにあった洗濯物が動いて接触した可能性が考えられるが、詳細な使用状況などが不明の 	

※1 A2: 重大製品事故以外の製品事故

※2 B1: 「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2: 「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K10- 078	2010/03/27	2012/06/04	石油ファンヒーター	(火災)当該製品から出火し、当該製品及び周辺が焼損した。	左記参照		滋賀県	<p>○使用者が、当該製品を点火して約5分後に火が消えたので、何回か点火操作を繰り返していたところ、スイッチを入れた直後に「ポー」と燃え出して当該製品及び周辺を焼損した。</p> <p>○当該製品のカートリッジタンクの残油には、ガソリン成分が認められた。</p> <p>○燃焼室は、内側にスス付着はなく、外側にスス付着が認められた。</p> <p>●当該製品は、カートリッジタンクにガソリンの混入が認められたため、使用者が、ガソリンを灯油と間違えてタンクに給油したまま、当該製品を点火し、揮発したガソリンが一気に燃え広がって火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には「ガソリンなどの揮発性の高い油は絶対使用しないでください」、本体には「変質灯油や不純灯油、水やごみが混じった灯油、ガソリンなどは絶対使用しないでください」旨、警告記載されている。また、火が消えた要因</p>	
B1K10- 077	2010/12/08	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(重症1名、火災)建物が1棟全焼、5棟が類焼し、1名が負傷する火災が発生した。現場に当該製品があった。	左記参照		神奈川県	<p>○使用者は、当該製品を消火し、給油後カートリッジタンクを本体に戻し、入浴後戻ったら炎が天井近くまで上がっていた。</p> <p>○当該製品の芯調節つまみの軸は燃焼位置で、芯は上がった状態であった。</p> <p>○当該製品の燃焼筒の左側のみにススが偏って付着し、また、天板裏にはススが付着していた。</p> <p>○当該製品のカートリッジタンクは本体に収納されていた。</p> <p>○当該製品の背面から30cm後方の窓の前にはカーテンがあった。</p> <p>●当該製品の燃焼筒がずれた状態となっていたため異常燃焼となり、当該製品の背面のカーテンに着火し、火災に至ったものと推定される。</p>	
B1K10- 076	2010/12/08	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災、軽傷1名)使用者は、当該製品を消火せずにカートリッジタンクを取り外して給油を行い、カートリッジタンクを当該製品に戻す際、いつものように当該製品の上で口金を緩めて本体に入れようとしたところ、油がこぼれ、当該製品から出火する火災が発生した。当該製品及び周辺が焼損し、1名が負傷した。	左記参照		東京都	<p>○当該製品は焼損していたが確認できた部品に異常は認められなかった。</p> <p>○カートリッジタンク本体に焼損は認められないが、給油口口金は固定タンクの油受け皿の中で固着していた。</p> <p>○使用者によって給油時自動消火装置が改造されており、給油時自動消火装置が働かない状態であった。</p> <p>●使用者が当該製品の給油時自動消火装置が働かないように改造しており、当該製品を消火せずに給油し、カートリッジタンクのねじ式口金を緩めて本体に戻そうとしたため、カートリッジタンクの口金が外れて当該製品に灯油がかかり火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「給油口口金は、確実に締めて下さい。給油口口金を下にして、油漏れがないことを確かめてから、カートリッジタンクをタンク室に正しくセットする。」旨、記載されている。</p>	
B1K10- 075	2010/10/31	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品を使用中、異音が出たため消火操作を行ったところ、数分後に当該製品から発煙・出火する火災が発生し、建物が2棟が全焼した。	左記参照		岩手県	<p>○使用者が、当該製品にマッチで点火して使用中、異音が出たので芯調節つまみを消火位置にした1～2分後に、当該製品の両脇から白煙が上がり、燃焼筒付近から炎が出たため、やかんと鍋で水を掛けたが、火勢が増し火災になった。</p> <p>○当該製品は内外共に焼損が著しかった。</p> <p>○燃焼筒には、スス付着などの異常燃焼の痕跡は認められなかった。</p> <p>○芯は、芯調節つまみにより消火位置まで下がっていることが認められた。</p> <p>○カートリッジタンクは、樹脂製油量窓やゴムパッキンが焼失していたが、本体にセットされた状態であった。</p> <p>●当該製品は、製品内部からの発火痕跡が認められないため、製品に起因しない事故と判断される。なお、出火元の特定には至らなかった。</p>	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K10- 074	2010/10/20	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災、軽傷1名)当該製品に点火したところ、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損、1名が負傷した。	左記参照		北海道	○使用者が、部屋を暖めようとして当該製品を点火したところ、当該製品から炎が出たので、慌てて近くにあった敷布団をかぶせたため、燃え広がって火災になった。 ○当該製品は、本体の内部及び外部共に焼損が著しかった。 ○芯調節レバーは、通常燃焼の位置にあった。 ○固定タンクには、亀裂などの灯油漏れの痕跡は認められず、燃焼筒には、ススの付着などの異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○カートリッジタンクは、本体にセットされた状態であった。 ●当該製品は、異常燃焼や灯油漏れなどの異常が認められないため、製品に起因しない事故と判断される。なお、事故当時の詳細な使用状況が不明であり、出火元の特定に至らなかった。	
B1K10- 073	2010/10/25	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災、軽傷1名)当該製品を使用中、異音が出たため確認すると、当該製品から出火する火災が発生していた。同火災により建物が2棟全半焼、1名が火傷を負った。	左記参照		新潟県	○使用者が、燃焼筒を外して紙に火をつけて点火、紙を芯案内筒の上に置いて燃焼筒を被せて使用し、当該製品の前でTVを見ていた時に、ボンという音がして置台に油が流れ出て下部周囲が燃えていた。 ○当該製品は、全体的に著しい焼損が認められた。 ○芯は、消火位置まで下がっていた。 ○燃焼筒には、スス付着が無く、異常燃焼の痕跡が認められなかった。 ○カートリッジタンクは、タンク内に収められていたが、樹脂やゴム部品は焼失していた。また、固定タンクには、油漏れの痕跡は認められなかった。 ●当該製品には、出火に至る痕跡が認められず、製品に起因しない事故と考えられるが、詳細な使用状況などが不明のため、事故原因の特定には至らなかった。	
B1K10- 072	2010/01/13	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(死亡1名、火災)建物が全焼し、1名が死亡する火災が発生した。現場に当該製品があった。	左記参照		大分県	○火災時の落下物により当該製品の一部は変形していたが、燃料タンク部分に腐食等の穴あきは認められなかった。 ○燃焼筒にはススの付着がなく、不完全燃焼の痕跡は認められなかった。 ○芯は消火位置であった。 ●当該製品に出火に至る異常は認められなかったことから、出火元を含め事故原因は不明であるが、当該製品からの出火ではないと推定される。	
B1K10- 071	2010/04/27	2012/06/04	石油ファンヒーター	(火災)当該製品から出火する火災が発生し、建物が全焼した。	左記参照		千葉県	○使用者は、当該製品を消火せずにカートリッジタンクに給油し、当該製品斜め前方からカートリッジタンクを戻そうとしたら口金が外れ、灯油が当該製品とその前方にこぼれた。 ○当該製品のカートリッジタンクは、全体に焼損して樹脂部分は焼失していたが、口金の金属部に変形などの異常は認められなかった。 ○当該製品のカートリッジタンクは、口金を上から押して閉めるもので、口金が閉まったことが「カチッ」音で確認できるものであった。 ○当該製品の燃焼室・バーナーにススの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ●使用者が当該製品を消火せずに給油を行い、当該製品のカートリッジタンクの口金を完全に閉めなかったため、当該製品にセットする際、口金が外れてこぼれた灯油が当該製品にかかって引火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書及びカートリッジタンクには、「カチッ」と音がするまで口金外側を押す。軽く引き上げて外れないことを確認する。口金を下にして油漏れがないことを確かめる。」旨、記載されている。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K10- 070	2010/04/27	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	火災当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	左記参照		千葉県	<p>○使用者は、給油時自動消火装置を搭載していない当該製品の火を消さずに給油作業を行った後、カートリッジタンク(ワンタッチ式)を当該製品に戻そうとした際に、灯油がこぼれて当該製品付近から出火した。</p> <p>○当該製品は、灯油がたれ落ちたと推定される部位のみ焼損が認められた。</p> <p>○燃焼筒には、スス付着等の異常燃焼の痕跡は認められず、本体から灯油が漏れた痕跡も認められなかった。</p> <p>○カートリッジタンク(ワンタッチ式)の蓋は、半ロック状態にはならなかった。</p> <p>○使用者は、給油後、ワンタッチ式カートリッジタンクの蓋をしっかり閉めたかどうかは覚えていない。</p> <p>●当該製品には異常が認められないため、使用者が、給油時自動消火装置を搭載していない当該製品を消火せずに、カートリッジタンク(ワンタッチ式)に給油して本体に戻そうとした際に、蓋が開いて灯油が漏れ、燃焼中の当該製品にかかって引火し、火災に至ったものと推定される。</p>	
B1K10- 069	2010/04/17	2012/06/04	石油小型給湯機	(火災当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	左記参照		宮城県	<p>○当該製品は、使用者が知人より譲り受けた屋内設置用のものであり、知人が建物脇に当該製品を設置して簡易的に囲い、その状態で約15年間使用されていた。</p> <p>○当該製品内部には、著しい腐食が認められ、天板内側直下の保温材に水を含んだ痕跡が認められた。</p> <p>○缶体の内管が膨らんでおり、近くのバーナー取付口が変形して、隙間から熱気漏れした痕跡が認められた。</p> <p>○電磁ポンプ接続部は、焼損が著しく、オイルフィルタの焼け落ちが認められた。</p> <p>○イグナイターは、焼損が著しく、高圧の二次側配線被覆の灰化が認められた。</p> <p>●当該製品が、屋外環境で長期間使用されているうちに、水経路の圧力安全弁が凍結などで動作不良を起こして内圧が高まり、内管が膨張・変形してバーナー取付口に隙間が生じて熱気が漏れ、周辺のオイルフィルタやイグナイターなどが熱損し、配線の短絡による火花が漏れた灯油に着火し、火災に至ったものと推定される。</p>	・使用期間:不明(製造年から20年以上と推定)
B1K10- 068	2010/04/20	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災、軽傷2名)当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損し、2名が負傷した。	左記参照		神奈川県	<p>○使用者が、給油時自動消火装置のない当該製品に給油するため、消火せずにカートリッジタンク(ワンタッチ式)を取り出して給油後、タンクを本体に戻そうとした際に蓋が開き、灯油が大量にこぼれて燃焼していた当該製品から出火した。</p> <p>○当該製品は、本体内外ともに著しい焼損が認められた。</p> <p>○当該製品のカートリッジタンク(ワンタッチ式)には、焼損は認められず、また半ロック状態にはならなかった。</p> <p>○当該製品には、異常燃焼や灯油漏れの痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品には異常が認められないため、使用者が、給油時自動消火装置を搭載していない当該製品を消火せずに、カートリッジタンク(ワンタッチ式)に給油して本体に戻そうとした際に、蓋が開いて灯油が漏れ、燃焼中の当該製品にかかって引火し、火災に至ったものと推定される。</p>	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K10- 067	2010/04/08	2012/06/04	石油給湯機付ふろがま	(火災)給湯中、お湯が出なくなったため確認すると、本体操作部の電源が消えていた。その後、発煙とともに当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。	左記参照		秋田県	○当該製品は、事故発生の2, 3日前からエラー表示が頻繁に出ており、事故当日もエラー表示が点滅していたため、使用者が、2~3回スイッチを入れ直したが使用できず放置していたところ、数十分後に出火した。 ○当該製品の缶体は、バーナー口上方に微細な亀裂があり、バーナー口に向かって著しいカルキの付着が認められた。 ○バーナー口は、上方の取付部が腐食して隙間があり、周辺には、熱気漏れによる過熱痕が認められた。 ○外郭の電源コードなどを通す貫通口には、著しい過熱痕があり、コードに短絡痕が認められた。 ○ゴム製送油ホースは、貫通口付近で焼損しており、焼損箇所付近には、劣化による亀裂が多数認められた。 ●当該製品は、長期間缶体から水漏れしたまま使用されていたため、下方のバーナー取付部が腐食して隙間が生じ、漏れた熱気が本体外郭を伝わって貫通口にあった電源コードが熱劣化で短絡して出火し、劣化していた送油ホースの亀裂から漏れた灯油に引火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「ランプ点滅エラーの場合には販売店へ連絡すること、送油管などがひび割れたり、油もれしている場合には、ただちに交換することや水漏れがないか点検する」旨、記載され	製造から15年以上経過した製品
B1K10- 066	2010/03/05	2012/06/04	石油給湯機付ふろがま	(火災)当該製品を使用中、外部が明るくなったため確認すると、排気口から出火しており、周辺が焼損した。	左記参照		千葉県	○当該製品は、約16年使用しており、1年くらい前から1回で着火しない場合があった。 ○水経路の減圧弁下方の接続部及び安全弁には、水漏れの痕跡が認められた。また、安全弁は、ダイヤフラムが破断して穴あきが認められた。なお、当該製品周辺には、水漏れにより生じたと考えられるぬかるみがあった。 ○当該製品に繋がっていたオイルタンクは、油量ゲージのキャップが無く、底面に多量の異物や錆が認められた。また、残油には、錆を含んだ水の混入が認められた。 ○燃焼室底面には、多量の灯油が溜まっており、消音室の消音材に灯油の染み込みが認められた。 ○排気トップの底部は、多量のスス付着が認められた。 ●当該製品は、オイルタンクが長期間保管不良状態であったため、灯油に水や錆が混入し、異常燃焼や着火不良が発生して未燃灯油が生じ、排気側の消音材に灯油が染み込んで通常燃焼中に着火し、排気トップから出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	製造から15年以上経過した製品
B1K10- 065	2010/02/21	2012/06/04	石油バーナー	(火災)建物が全焼する火災が発生した。現場(住宅の浴室)に当該製品があった。	左記参照		滋賀県	○事故前日、使用者が午後7時頃に当該製品のタイマーを30分間に設定して浴槽の湯を沸かし、午後9時頃に入浴して就寝していたが、その5時間後に火災が発生した。 ○当該製品の電気部品からの出火や異常燃焼などの痕跡が認められなかった。 ○炉を組み上げてあるれんがの目地に隙間があり、この隙間付近の柱の焼損が最も著しかった。 ●当該製品には、出火に至る痕跡が認められないため、長期間使用(約27年)されていた炉のれんがの目地材が劣化して目地の隙間から漏れた熱気が付近の柱を炭化させて低温着火し、火災に至ったものと推定される。	
B1K10- 064	2010/02/06	2012/06/04	石油ファンヒーター	(火災、死亡1名)建物が全焼し、1名が死亡する火災が発生した。現場に当該製品があった。	左記参照		宮城県	○当該製品は、1ヶ月ほど前から調子が悪かったため押し入れに片付けていたが、子供が暖を取るために当該製品を出してきて、点火したところ白煙が出て煙が充満し、当該製品付近から炎が見えた。 ○当該製品の外郭は、全体的に焼損が著しいが、内部からの出火痕跡は認められなかった。 ○燃焼部には、スス付着などの異常燃焼の痕跡は認められず、送油経路には、穴あきなどの灯油漏れの痕跡も認められなかった。 ○電源コードには、溶融痕などの出火痕跡は認められなかった。 ●当該製品の詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品内部からの出火痕跡は認められず外郭の焼損が著しいことから、外部から焼損したものと推定される。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K10-063	2010/01/29	2012/06/04	石油給湯機付ふるがま	(火災)当該製品から出火し、当該製品が焼損した。	左記参照		茨城県	<p>○使用者が、当該製品のスイッチを入れて約30分後に洗面所のブレーカーが作動したが、スイッチをリセットしても復旧しないため、外を確認すると当該製品が燃えていた。</p> <p>○バーナー取付部の拡散板(バーナー炎を拡散させて熱交換器を保護する部品)が逆に取り付けられて隙間が生じており、熱気漏れと見られるスス付着が認められた。</p> <p>○熱交換器上部に取り付けられているバーナーの上方には、著しい焼損が認められた。なお、バーナーの下方には、焼損が認められなかった。</p> <p>●当該製品は、施工業者が、バーナー取付部を適切に組み付けなかったため、隙間が生じて熱気が漏れ、周辺が過熱されて焼損し、火災に至ったものと推定される。</p>	製造から10年以上経過した製品。
B1K10-062	2010/01/18	2012/06/04	石油小型給湯機	(火災)ブレーカーが落ちたため確認すると、当該製品付近から出火しており、当該製品及び周辺が焼損した。	左記参照		富山県	<p>○当該製品は、5～6年前から「ボン」という音と共に前面パネルが外れることがあり、排気筒からススが出ていたが、使用者は修理をせずに使用を継続していた。</p> <p>○当該製品のバーナーノズルは、内部に異物が付着しており、灯油の噴霧が均一ではなかった。また、当該製品にはオイルフィルターが取り付けられておらず、灯油タンクやフィルターケース内に錆などの異物が付着していた。</p> <p>○燃焼室底部の耐火材やバーナーロパッキンに灯油がしみ込んでおり、しみ込んだ灯油が燃焼した痕跡が認められた。</p> <p>○当該製品の排気経路に多量のススの付着が認められた。</p> <p>●当該製品のオイルフィルターが取り付けられていなかったため、バーナーノズルに異物が入り込んで灯油の噴霧不良が生じ、着火不良により燃焼時に異常音などが発生していたが、使用者はその不具合を認識しながら修理せずに使用を継続したため、着火不良の繰り返しにより燃焼室底部に溜まった未燃灯油が気化して引火し、火災に至ったものと推定される。なお、当該製品にオイルフィルターが取り付けられていなかった理由は、修理・点検履歴がないため、特定できなかった。また、取扱説明書には、「オイルフィルターは、1か月に1回以上清掃する」、「万一故障したり、調子の悪いときは、販売店に連絡する」旨、記載されていた。</p>	・使用期間：約30年
B1K10-061	2010/01/08	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災、軽傷1名)火災が発生し、1名が軽傷を負った。現場に当該製品があった。	左記参照		東京都	<p>○当該製品を使用中に灯油がなくなり、使用者は消火して給油を行ったが、ポリタンクの灯油が少なかったため、カートリッジタンクを取り外し、ポリタンクの灯油を直接当該製品下部の油受皿に注いでいたところ火災が発生した。</p> <p>○当該製品は全体が焼損し、カートリッジタンク収納部が著しく焼損していたが、カートリッジタンクに焼損は認められなかった。</p> <p>○芯調節レバーは、消火位置側になっていたが、完全ではなく、芯は完全に下がっていなかった。なお、芯にタールは付着していなかった。</p> <p>●当該製品の燃焼筒の火が完全に消火されていない状態で、使用者がポリタンクの灯油を直接本体に給油したため、灯油がこぼれて燃焼筒の火が着火し、火災に至ったものと推定される。</p>	
B1K10-060	2010/01/13	2012/06/04	石油ストーブ(密閉式)	(火災)当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。	左記参照		北海道	<p>○当該製品の排気筒は、工事説明書より長い配管と曲がり数で組み付けられていた。また、一部が下り勾配で設置されていた。</p> <p>○燃焼室及び排気経路には、多量の油分を含んだススと水分が認められた。</p> <p>○燃焼室と架台の間にあるダクトパッキンは、千切れており、切断箇所から炎が溢れた痕跡が認められた。</p> <p>○燃焼室の点火ヒーター取付部には、燃焼が燻り続けていたと認められる油煙の付着が認められた。</p> <p>●当該製品は、排気筒の施工不良により排気不良となって不完全燃焼が生じ、燃焼室内に多量のススや未燃灯油が溜まり、使用中の炎などで未燃灯油に着火して残火が生じて燻り続けている内に爆発燃焼が発生し、火災に至ったものと推定される。</p>	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K10- 059	2010/07/15	2012/06/04	油だき温水ボイラ	(火災)当該製品の排気管から出火する火災が発生し、当該製品が焼損した。	左記参照		北海道	<p>○当該製品は、火災時に電源プラグを差していたが、使用されていなかった。</p> <p>○当該製品の燃焼試験を行った結果、炎色は黄色となり、燃焼不良が確認された。</p> <p>○排気管は、本体側接続部付近と周辺の断熱材に過熱による変色が認められた。</p> <p>○排気管内部には、多量のスス付着や蜂の巣が炭化した残存物などで閉塞が認められた。</p> <p>○給気経路及びバーナーには、多数の蜘蛛の死骸が散在していた。また、給排気トップに多量のスス付着が認められた。</p> <p>○熱交換器は、多量のスス付着が認められ、ほとんど塞がれていた。なお、熱交換器及び給排気筒を交換した結果、正常燃焼が確認された。</p> <p>●当該製品は、長期(約10年)間の使用時に、給気経路に蜘蛛の死骸や排気筒内部に蜂の巣などが入って給排気が閉塞されて燃焼不良となり、発生したススが熱交換器及び給排気管に詰まり、排気管接続部付近で未燃ガスが燃焼するなど排気管が過熱され、断熱材が焼損して火災に至ったものと推定される。</p>	
B1K10- 058	2010/06/30	2012/06/04	石油ふろがま	(火災)空焚き安全装置が付いていない当該製品で風呂を焚いたところ、異音が生じ、当該製品から出火する火災が発生した。	左記参照		北海道	<p>○使用者が、浴槽に水を張って当該製品で追い焚き運転を始めた後、異音が生じたので当該製品を確認すると、ゴム製循環パイプ付近より火が出ていた。消火後、浴槽を確認すると水が完全になくなっていました。</p> <p>○当該製品のバーナーには空焚き防止装置は付いていなかった。</p> <p>○当該製品の缶体全体には、空焚きによる過熱痕が認められた。特に、循環口付近に著しい過熱痕が認められた。また、排気筒にも過熱痕が認められた。</p> <p>○バーナー内部には、焼損などの発火した痕跡は認められなかった。</p> <p>●使用者が、浴槽の水栓をしっかり締めていなかったため、当該製品運転中に浴槽の水が抜けて空焚き状態となり、当該製品が過熱されて循環パイプが発火し、火災に至ったものと推定される。</p>	製造から25年以上経過した製品
B1K10- 057	2010/03/15	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災)火災が発生し、現場に当該製品があった。	左記参照		埼玉県	<p>○使用者は当該製品を消火せずに、カートリッジタンクに給油を行い、カートリッジタンクを当該製品に戻す際、口金が外れてこぼれた灯油が当該製品にかかった。</p> <p>○こぼれた灯油に引火した際、火を消そうとして、誤って当該製品と灯油ポリタンクを倒していた。</p> <p>○火災現場では、カートリッジタンクの口金が外れて落ちていた。</p> <p>○当該製品のカートリッジタンクは、内部に弁機構が組み込まれており、口金が外れても、わずかししか灯油が漏れない製品であった。</p> <p>○当該製品の点火つまみは、対震自動消火装置が作動し、緊急消火位置まで上がっていた。</p> <p>●使用者が当該製品を消火せずに給油を行っていた際、口金を十分に締めなかったため、口金が外れて、少しこぼれた灯油が当該製品にかかって引火したため、火災に至ったものと推定される。</p>	
B1K10- 056	2010/03/30	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災)建物が全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	左記参照		群馬県	<p>○使用者が居間に入ろうとした際、体がふらついて体勢を崩し当該製品を前方に転倒させたため出火し、付近にあったこたつふとんに燃え広がった。</p> <p>○芯の位置は、自動消火装置が働いて消火位置にあり、カートリッジタンクのキャップは正常に締め付けられていた。また、芯には、変質灯油等の使用による硬化は認められなかった。</p> <p>○燃焼筒にスス等の付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。</p> <p>●使用者が当該製品を使用中に誤って転倒させたため、当該製品の高温部が近傍に置かれていたこたつふとんに接触し、火災に至ったものと推定される。</p>	
B1K10- 055	2010/03/24	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災、軽傷1名)当該製品を使用中、複数の建物が全半焼し、1名が火傷を負う火災が発生した。	左記参照		新潟県	<p>○使用者は、当該製品の上方に洗濯物を干していた。</p> <p>○出火時、当該製品の上で洗濯物が燃えていた。</p> <p>○当該製品に異常燃焼の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の上方に干していた洗濯物が、当該製品の上に落下して火災に至ったものと推定される。</p>	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K10-054	2010/03/18	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。	左記参照		富山県	○使用者が当該製品を消火し、カートリッジタンクに給油後、本体にカートリッジタンクを戻す際、ネジ口金が外れてこぼれた灯油に引火した。 ○当該製品のカートリッジタンクは、給油口及び口金のネジ山に変形等の異常は認められず、確実に締め付けることが可能であった。 ○当該製品の芯は消火位置であった。 ○当該製品に異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ●使用者が当該製品のカートリッジタンクに給油後、カートリッジタンクの口金を十分に締めなかったため、カートリッジタンクを当該製品にセットする際、口金が外れて、こぼれた灯油が当該製品にかかり、出火に至ったものと推定される。なお、当該製品は給油時に消火していたが、残火又は燃焼筒などの高温部にこぼれた灯油がかかったことにより、引火したものと推定される。	
B1K10-053	2010/03/19	2012/06/04	石油給湯機(薪兼用)	(火災)当該製品を使用中、炎が見えたため確認すると、当該製品が焼損し、周辺が汚損する火災が発生していた。	左記参照		埼玉県	○灰出口に炭と灰が残っており、灰出口蓋が開いていた。 ○ゴム製の送油ホースにひび割れを確認した。 ●当該製品の灰出口の蓋が開いたまま使用していたため、バーナー燃焼中の炎が外に溢れ、長期使用(約14年)により送油ホースに生じたひび割れから漏れた灯油に、引火したものと推定される。なお、取扱説明書には「油タンクや送付管の接合部などから油漏れがないことを確かめてください。油漏れにより火災のおそれがあります」旨、記載されている。	・使用期間:約14年
B1K10-052	2010/02/16	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災・死亡1名)当該製品を点火したところ、当該製品から出火し、1名が死亡した。	左記参照		北海道	○使用者は、当該製品に給油して車で搬送した後、2階まで階段を上って居室へ運び入れた。数時間後、ストーブの点火装置が故障していたため、燃焼筒を片手で持ち上げてマッチで火を着けようとした燃焼筒の真ん中にマッチを落としてしまっただけで、炎が上がった。なお、当該製品の持ち運び時に灯油を置台に溢れさせたので、手の届く範囲の灯油は拭き取ったが、当該製品の奥までは手が入らず掃除できなかった。 ○当該製品全体の焼損が著しいが、置台に埃が堆積していた。 ○ホコリを堆積させた置台に灯油を溢れさせ、燃焼筒中央部に火の着いたマッチを落下させる再現実験を行ったところ、出火に至った。 ●当該製品を運んだ時に、灯油が置台上に溢れていたのをきちんと拭き取らないまま、当該製品にマッチで点火しようとした際、マッチの火が置台に落下し、灯油を吸い込んだ埃に引火して火災に至ったものと推定される。	
B1K10-051	2010/03/01	2012/06/04	石油ファンヒーター	(火災・軽傷1名)当該製品を使用中、その場を離れ戻ったところ、当該製品近辺の布団が出火しており、当該製品及び周辺が焼損し、1名が負傷した。	左記参照		長野県	○使用者が、別の部屋から当該製品を持ってきた後、祖母を起こすために寝具を除けた時に当該製品の温風吹出口近くに寝具が近接したが、そのままその場を離れていた。 ○当該製品の前パネルでは、当該製品に向かって左側の温風吹出口から上方へ焼損しているが、正常に点火及び消火操作が可能であり、異常は認められなかった。 ○当該製品内部には、焼損が認められず、前パネルの温風吹出口周辺は、外部の方が焼けが強かった。 ●使用中の当該製品の温風吹出口近くに、寝具が接触するなどしていたため、当該製品の熱などで寝具が過熱・蓄熱されて出火し、火災に至った可能性が高いものと推定される。なお、取扱説明書には、「温風吹出口をふさがないことや可燃物との距離を離す」旨、記載されている。	消費者庁の公表では「石油温風暖房機(開放式)」と記載
B1K10-050	2010/02/21	2012/06/04	石油小型給湯機	(火災)当該製品が焼損する火災が発生した。	左記参照		静岡県	○事故発生以前から運転ボタンを入れても運転ランプが消えることがあり、その都度運転ボタンを入れ直し使用されていた。 ○事故品は、全体が激しく焼損しており、バーナーノズルに多量のススが付着し、ノズル吐出穴も詰まった状態になっていた。 ○排気口の内部には、ススが堆積していた。 ●当該製品を異常を感じながら使用を繰り返していたため、長期使用(製造後29年、修理後12年)により点火不良が生じて燃焼室底に溜まった灯油が気化して、引火し火災に至ったものと判断される。なお、取扱説明書には、「ノズル詰まりや過熱防止装置が作動した場合は使用を中止し販売店等へ連絡する」旨、記載されている。	・使用期間:約29年

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K10- 049	2010/02/12	2012/06/04	石油ファンヒーター	(火災・死亡1名、軽傷1名)建物が全焼し、1名が死亡、1名が負傷する火災が発生した。現場に当該製品があった。	左記参照		新潟県	○当該製品は、全体が著しく焼損しているが、回収された本体内部のリード線及び電源コードに溶融痕は認められなかった。 ○当該製品のバーナー及び燃焼筒内部にスス付着等の異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○当該製品前面の温風吹き出し口の上部に炭化物の付着が認められた。 ●当該製品の近傍に置かれていた可燃物が当該製品に接触して引火した可能性が考えられるが、当該製品周囲の可燃物の設置状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかった。	消費者庁の公表では「石油温風暖房機(開放式)」と記載
B1K10- 048	2010/02/13	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。	左記参照		山口県	○使用者が、給油後にカートリッジタンクをいったん本体にセットし、点火した後に、カートリッジタンクをセットし直そうとして引き抜いた際、カートリッジタンクのふたが外れて灯油がこぼれ、当該製品に灯油が掛かって出火した。 ○当該製品のカートリッジタンクのネジ式ふたは、正常に着脱できる状態であった。 ●使用者が、給油後のカートリッジタンクの蓋の閉め方が不完全であったため、カートリッジタンクを入れ直そうとタンク室から引き出したときに、蓋が外れて灯油が当該製品の燃焼部にかかり、灯油が引火して火災に至ったものと推定される。	
B1K10- 047	2010/02/05	2012/06/04	石油ストーブ(密閉式)	(火災)当該製品を使用後、しばらくすると、当該製品背面付近の給気ホース及び周辺が焼損する火災が発生した。	左記参照		秋田県	○当該製品は、本体及び電源コードに焼損、異常燃焼や発火などの痕跡が認められず、排気管の本体出口部分と給気用ホースの一部が焼損していたのみであった。 ○本体出口部分の排気管曲がり部には断熱材が巻かれておらず、曲がり部の内側が焼損・溶融して穴が開いていた。 ○穴が開いた部分と周辺には、スパーク痕と思われる褐色の金属粒が確認され、成分分析したところ排気管には無い銅が多く認められた。 ○当該製品の近くには、当該製品以外の電気用品の電源コードがあり、切断されていた端子には、溶断痕が認められた。 ●当該製品の排気管の断熱材が施工不十分であったため、他の電気用品の電源コードが剥き出しの排気管に接触してコード被覆が溶融し、通電中であったコードが線間短絡してスパークが発生し、スパークにより排気管に穴が生じて熱気が漏れ、近くにあった樹脂製給気管が焼損し、火災に至ったものと推定される。なお、工事説明書には、「別売りの排気管の曲がり部には、排気管付属の断熱材を取り付ける」旨、記載されている。	
B1K10- 046	2010/01/29	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。	左記参照		富山県	○当該製品を消火せずに、カートリッジタンクを取り出して給油を行った後、ストーブガード越しに当該製品へタンクをセットしようとしたが、きちんと収まらなかったため、いったんタンクを引き上げたところ、タンクの蓋が開き、灯油が漏れて当該製品に掛かった。 ○カートリッジタンクは、当該製品付属のタンクではなく、約20年前に製造された社告対象製品のタンクであった。 ○タンク給油口の蓋部にある口金つまみ支持金具が、変形しており、ふたを手早く閉めたときに半ロックとなることが確認された。 ○半ロックとなった蓋は、ひっくり返しただけでは開かないが、口金周辺に衝撃が加わると開くことが確認された。 ●当該製品で使用されていたワンタッチ式カートリッジタンクが、長期使用(約20年)している内に、口金つまみ周辺に衝撃を与えるなどで変形して半ロックが生じやすくなっていたところへ、当該製品を消火しないまま給油しようとしてタンクを戻そうとした際、半ロック状態であったタンクがきちんと入れられずに入れ直そうとして口金部をぶつけるなどで蓋が開き、タンクから灯油が漏れて当該製品の燃焼部に掛かり、灯油が引火して火災に至ったものと推定される。なお、当該カートリッジタンクの本体には、「給油口を「カチッ」と音がするまで強く押す」旨、記載されている。	

※1 A2: 重大製品事故以外の製品事故

※2 B1: 「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2: 「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K10- 045	2010/01/02	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災・軽傷2名)当該製品から出火する火災が発生し、2名が負傷し、当該製品及び周辺が焼損した。	左記参照		山形県	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が、前日に給油した当該製品にマッチで点火して30分後、給油サインが表示されているのに気づき、確認のためカートリッジタンクをタンク室内で上下に2～3回揺すって取り出したところ、カートリッジタンクの蓋が外れて当該製品に灯油が掛かり引火した。 ○当該製品は、燃焼部周辺および本体タンク周辺での焼損が認められるが、当該製品から外されていたカートリッジタンクは焼損していなかった。 ○当該製品のカートリッジタンクの蓋は、本体タンク室内の油受け皿に樹脂製オイルピンと溶着して残っていた。 ○溶着していた蓋は、当該製品のカートリッジタンクに正常に装着できた。 ●使用者が、タンク室内でカートリッジタンクを上下に2～3回揺すった際に、締め付け不十分であった蓋が外れてしまい、そのままタンクを引き抜いたため、使用中の当該製品の燃焼部に灯油が掛かって引火し、火災に至った可能性が高いものと推定される。なお、給油サインは、カートリッジタンクの蓋が斜め掛かりするなどして蓋が端部まで閉まりきらずに、タンクが給油サイン金具から浮いた状態となって表示された可 	
B1K10- 044	2010/01/21	2012/06/04	石油ファンヒーター	(火災・軽傷1名)当該製品及び周辺が焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	左記参照		神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の運転開始20～30分後、爆発音がして温風吹き出し口から炎が出たとの証言があり、事故現場の天井板が天井裏に向かって破損(き裂)が生じていた。 ○当該製品の周囲は、衣類などが散乱していた。 ○当該製品の温風吹出口に焼損はなく、温風吹出口の横のルーバー外面(閉口部)に焼けやススの付着が認められた。 ○当該製品の燃焼室やバーナーにスス付着等の異常燃焼の痕跡はなく、送油経路にも異常は認められなかった。 ○当該製品のカートリッジタンク本体及びネジ式口金に変形、油漏れ等の異常はなく、カートリッジタンク内の残油は灯油であった。 ●当該製品の前方に置かれていた可燃物の爆発等外的要因による火災の可能性があるが、当該製品の周囲にあった焼損品が廃棄されており、当該製品の周囲に可燃物が置かれていた状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかった。 	消費者庁の公表では「石油温風暖房機(開放式)」と記載
B1K10- 043	2010/01/19	2012/06/04	石油ファンヒーター	(火災)当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。	左記参照		岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ○カートリッジタンクに給油後、カートリッジタンクの口金を上にして運び、当該製品の斜め前方でカートリッジタンクを逆さにしたところ、口金が出たところから灯油がこぼれて当該製品にかかった。 ○当該製品の燃焼室バーナー部に、異常燃焼によるススの付着は認められなかった。 ○当該製品のカートリッジタンク本体及びネジ式口金に変形等の異常はなく、口金を完全に締めた場合には油漏れは認められなかった。 ○当該製品には、給油時自動消火装置は付いていなかった。 ○使用者は、当該製品を消火しないでカートリッジタンクに給油していた。 ●当該製品を消火しないでカートリッジタンクに給油し、カートリッジタンクのネジ式口金を十分に締めなかったため、当該製品の前方でカートリッジタンクを逆さにした際、口金が出たところから灯油がこぼれて当該製品にかかり、火災に至ったものと推定される。なお、本体及び取扱説明書には「給油は必ず消火してから」「口金を確実に締め、口金を下にして油漏れがないことを確認する」旨、記載されている。 	消費者庁の公表では「石油温風暖房機(開放式)」と記載
B1K10- 042	2010/01/08	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品に点火した状態で、外出し戻ると、当該製品及び周辺が焼損していた。	左記参照		千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、全体的に焼損しており、背面側にスス付着が認められた。 ○本体下部にある燃焼室の内側や油受け皿の内側には、全体的にススが付着していたが、送油経路には灯油漏れの痕跡は認められなかった。 ○燃焼筒には、スス付着などの異常燃焼の痕跡が認められなかった。 ○カートリッジタンクは、樹脂製油量窓や給油口パッキンが火災により溶解していたが、タンク室内に収められていた。 ○当該製品の他の部品には、亀裂などによる灯油漏れや出火痕跡が認められなかった。 ●当該製品に灯油漏れや出火の痕跡が認められないため、事故原因 	

※1 A2: 重大製品事故以外の製品事故

※2 B1: 「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2: 「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
Z1K10-041	2010/03/12	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	左記参照		奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ○事故当時、当該製品の芯は消火の位置にあった。 ○前面パネルの樹脂部が溶けているが、内側より外側の方が焼損が著しかった。 ○燃焼筒などの製品内部に異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○給油タンクや蓋に変形等の異常は認められなかった。 ●当該製品内部に出火につながる痕跡は認められず、外部からの熱により焼損に至ったものと推定される。なお、出火元の特定には至らなかった。 	
B1K10-040	2010/03/12	2012/06/04	石油ファンヒーター	(火災)当該製品を点火したところ、当該製品から出火し、建物が全焼した。	左記参照		愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、給油して数十分後に、置台付近から炎が上がっていた。 ○当該製品の給油タンクから、ガソリン成分が検出された。 ○使用者宅では、灯油、ガソリン、混合油が保管されていた。 ●使用者が給油タンクへガソリンを誤って給油したため、当該製品使用時の熱で給油タンクの内圧が上昇してガソリンが置台に漏れ出し、炎が引火して火災に至ったものと推定される。なお、当該製品本体、給油タンク及び取扱説明書には「ガソリン厳禁」と記載されていた。 	
Z1K10-039	2010/01/05	2012/06/04	石油こんろ	(火災)火災が発生し、現場に当該製品があった。	左記参照		滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ○事故現場の焼損は激しく、当該製品や壁、周囲にあったいす等が焼損していた。 ○当該製品の内部に、出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の前面に可燃物の付着の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の内部に出火の痕跡は認められなかったことから、当該製品からの出火ではなく、外部から焼損したものと推定される。なお、出火元は特定できなかった。 	
B1K10-038	2010/01/05	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災・軽傷1名)火災が発生し、現場に当該製品があった。	左記参照		埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の周囲には、空の段ボールが高く積まれていた。 ○火災現場は木造納屋で、当該製品は風の吹き込む場所に置かれていた。 ○使用者は、当該製品をつけたまま現場を離れていた。 ○当該製品の燃焼筒内部に煤の付着はなく、異常燃焼した痕跡は認められなかった。 ○給油タンクに破損等の異常はなく、油漏れの痕跡は認められなかった。 ●当該製品の周りがあった可燃物(段ボール等)に何らかの要因で当該製品の火が着火したものと推定される。なお、取扱説明書には「部屋を離れるときには、必ず消火し、火の消えたことを確かめてください。」旨、 	
B1K10-037	2010/01/05	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品を点火後、しばらくすると、当該製品から出火していた。	左記参照		愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、日常的に当該製品の燃焼筒のつまみを持ち上げて、マッチや点火棒で点火していた。 ○当該製品の燃焼筒と芯に異常燃焼の痕跡が認められた。 ●事故原因は、使用者が、当該製品をマッチ等で点火した後、燃焼筒が正しくセットされていなかったため異常燃焼を起こし、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「点火後、燃焼筒つまみを持って軽く左右に2～3回動かし、燃焼筒が正しくセットされているか、芯をかんでないかを必ず確かめてください。」旨、記載されていた。 	
B1K10-036	2010/04/03	2012/06/04	油焚き温水ボイラ(薪兼用)(バーナーなし)	(火災)当該製品に接続された排気筒が強風で外れたことにより、可燃物に排気ガスがかり、周辺が焼損する火災が発生した。	左記参照		滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品本体に焼損は見られなかった。 ○煙突が壁に倒れかかっており、壁が煙突の上にあるレンジフード排気口周辺まで黒く変色していて、レンジフードの木枠が焼損していた。 ○煙突の固定は金具等で堅固に取り付けられていなかった。 ●事故原因は、金具等で堅固に取り付けられていなかったために煙突が振ってボイラ室の壁に倒れかかり、レンジフードの排気口の木枠部分にボイラの排気が当たったため木枠が焼損したものと推定されるが、煙突の取り付けを行った者を特定できなかった。 なお、取扱説明書には、煙突の接続部が緩んでいたり穴があいていたり煤がついていれば販売店に点検を依頼する旨警告表示が記載されていた。 	

※1 A2: 重大製品事故以外の製品事故

※2 B1: 「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2: 「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
XXK10- 035	2010/02/13	2012/06/04	石油給湯機付ふろがま	(火災・軽傷1名)異音がしたため確認すると、火災が発生しており、1名が火傷を負った。現場に当該製品があった。	左記参照		北海道	○事故当時、当該製品は通電状態であったが、使用されていなかった。 ○当該製品は、本体外側上方に著しい焼損の痕跡が認められた。 ○当該製品の電気部品や燃焼部から発火した痕跡は認められなかった。 ●事故原因は、当該製品の燃焼部や電気部品から発火した痕跡が認められず、本体外側上方の焼損が著しいことから、外部からの延焼により火災に至ったものと推定される。なお、出火元の特定には至らなかった。	約5年使用
B1K10- 034	2010/02/24	2012/06/04	石油ストーブ(密閉式)	火災が発生し、現場に当該製品があった。	左記参照		北海道	○使用者は、事故当日朝から当該製品を使用しており、当該製品の上方には洗濯物を干していた。 ○当該製品の天板上には、焼損物が認められた。 ○当該製品内部及び電源コードから出火した痕跡は認められなかった。 ●事故原因は、使用者の誤使用により当該製品の上方に干していた洗濯物が落下し、当該製品の天板部に接触したため、火災に至ったものと推定される。(2010/12/03公表内容)	製造後9年
B1K10- 033	2010/02/11	2012/06/04	石油ふろがま	当該製品で風呂を沸かしたところ、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺が焼損する火災が発生していた。	左記参照		北海道	○事故発生時は、浴槽の栓が閉じられていたが、浴槽内には水は残っていなかった。 ○当該製品のかまは、熱影響を受け、全体的に茶褐色に変色していた。 ○空だき防止装置用リード線は、手よりした芯線をビニールテープで巻かれていたが、芯線の一部がテープからはみ出して短絡していた。 ○当該製品の設置は、専門業者以外の者がおこなっていた。 ○温度ヒューズは、作動していた。 ●事故原因は、消費者の不注意により当該製品を使用中に空だきとなったが、空だき防止装置用リード線が消費者の施工不良により短絡状態となっていたため、温度ヒューズが作動しても当該製品への通電が停止されずに燃焼を継続し、過熱して火災に至ったものと推定される。	製造から10年以上経過した製品
B1K10- 032	2010/01/25	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	左記参照		岩手県	○使用者は当該製品を消火せずに給油作業を行っていた。 ○使用者は給油タンクの給油口ふたを確実に締め付けていなかった。 ○当該製品の給油タンクや給油口ふたに変形等は見られず、確実に締め込むことが可能であった。 ○当該製品の本体は著しく焼損していたが、燃焼筒内及び芯に煤の付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ●事故原因は、使用者が当該製品を消火せずに給油作業を行ったことに加え、給油タンクの給油口ふたを確実に締め付けていなかったため、当該製品上で給油口を下に向けた際に給油口ふたが外れ、漏れた灯油が燃焼状態の燃焼筒等にかかって引火し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には「給油は必ず消火してから行ってください」「給油口口金は確実にしめる」旨記載されている。(2010/12/03公表内容)	
B1K10- 031	2010/01/28	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	建物が全焼する火災が発生した。	左記参照		長崎県	○当該製品の給油口ふたは、外れた状態で当該製品の近くにごろがっていた。 ○使用者は、消火せずに給油していた。 ○使用者は、給油時に給油口から灯油を溢れさせていた。 ●事故原因は、使用者が当該製品を消火せずに給油作業を行ったことに加え、油量計を確認せずに給油して灯油が溢れ慌てて給油ポンプを給油口から引き抜いたため、給油ポンプ内に残っていた灯油が燃焼中の当該製品の燃焼筒にかかって燃え広がり火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、給油は必ず消火してから行うことや給油は油量計を見ながら行う旨記載されていた。(2010/12/03公表内容)	
B1K10- 030	2010/01/19	2012/06/04	石油こころ	当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	左記参照		新潟県	調査の結果、 ○使用者は当該製品の近くに洗濯物を干していた。 ○当該製品の上面に衣類の燃え残りがあった。 ●上記のことから、当該製品に起因しない事故と判断される。なお、当該製品上部に干してあった洗濯物が落下して火災に至った可能性も考えられるが、当該製品に付着物があつたのか確認できず、事故原因の特定には至らなかった。(2010/10/01公表内容)	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K10- 029	2010/01/26	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	火災が発生し、現場に当該製品があった。1名が死亡、2名が火傷を負った。現在、原因を調査中。	左記参照		富山県	調査の結果、 ○当該製品の灯油タンクは本体の外にあり、キャップはタンク室内にあった。 ○燃焼筒内部に異常燃焼などの痕跡は認められなかった。 ●上記のことから、製品に起因しない事故と判断される。原因は、使用者が当該製品の灯油タンクのキャップをしっかりと閉めていなかったため、給油後に当該製品に戻す、または抜こうとしたときにキャップが外れ、こぼれた灯油が燃焼部に掛かって引火し、火災に至ったものと判断される。(2010/10/01公表内容)	
B1K10- 028	2010/01/21	2012/06/04	石油給湯機付ふろがま	当該製品を使用中、異音がしたので確認すると、当該製品の排気口周辺が焼損していた。	左記参照		富山県	●消防で「火災」として扱われていないことが判明したため、重大製品事故でないことが確認された。(非重大製品事故として、NITEで調査) (2010/10/01公表内容)	製造から10年以上経過した製品。
B1K10- 027	2010/01/13	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	左記参照		岡山県	調査の結果、 ○当該製品の内部よりも外部の焼損が著しかった。 ○異常燃焼や灯油が漏れた痕跡は認められなかった。 ●上記のことから、製品に起因しない事故と判断される。なお、段ボールが当該製品の前面に置かれていたとの情報があるが、段ボールと当該製品との距離などが不明であるため、事故原因の特定には至らなかった。(2010/10/01公表内容)	
A2K10- 026	2010/12/22	2011/04/12	石油ファンヒーター	購入後、しばらくは通常に使用出来ていたが、21日の夜タイマーをかけて就寝、朝起きて見たら、本体側面から真っ黒な煙が出ていて絨毯と下の畳が焦げていた。	絨毯と畳が焦げた	無し	岩手県		
A2K10- 025	2010/11/25	2011/04/12	石油ファンヒーター	朝7:00頃、点火しようとしたが、点火しにくく、何回か運転ボタンを押し、臭いがしていたとの事。7:30頃吹き出し口から発煙及び煤が発生し、異常に気づいた。製品に煤が付着し、製品下の畳が焦げていた。	畳が焦げた	無し	兵庫県		
B2K10- 024	2010/10/31	2011/04/12	石油給湯機付ふろがま	ボイラーの排気口が真っ黒になっているとの修理のご連絡を頂いた。	なし	なし	埼玉県		
A2K10- 023	2010/12/02	2011/02/08	石油小形給湯器	家人がお湯を使用中に異臭と煙が見えたため、給湯器を見ると黒煙と火の粉が出ていた。	製品内部の一部焼損。	被害は有りません	福島県		リコール製品
A2K10- 022	2010/12/31	2011/02/08	石油ファンヒーター	2月31日に床から煙が出ていることに気が付いた。ファンヒーター底面の過熱によりカーペットが焦げた。4.5帖の和室にカーペットを2重に引き、1枚目は溶けて円状に焦げ、2枚目は表面が焦げている。	カーペット	無し	北海道		
B1K10- 021	2010/12/15	2011/01/11	石油ふろがま	循環口上部から下部にひび割れがあるタイル浴槽にガムテープを貼って使用していた。常時水を張っているため、浴槽の水位を確認せずにタイムスイッチを回した。普段も同様で、注ぎ足しは入浴中に行っていた。浴槽に水がない状態でふろがまを運転し空焚きとなったもの。	木造2階建て全焼(床約150㎡、延約225㎡)。	なし	北海道	---	25年以上使用
B1K10- 020	2010/11/06	2011/01/11	石油ふろがま用缶体	入浴中、お湯を沸かしていた時、煙が窓から浴室に入ってきたのに気づき、バーナーを止めた。10年前に石油専用の缶体とマキ焚き兼用ふろがま用バーナーを、知人より譲渡してもらい、自分で設置して使用していた。4ヶ月前に缶体底部から煙が漏れ出したことに気づき、漆喰で塗り押さえた。排気漏れとふろがま缶体と壁との距離が近過ぎた(約2cm)ことが原因と判断する。	ふろ釜に隣接した外壁の内部木材が約0.1m2程度炭化した。	なし	徳島県	---	10年以上使用(製造日からは20年以上)

※1 A2: 重大製品事故以外の製品事故

※2 B1: 「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2: 「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 の調査結果	製品事故判定第三者委員会	備考
					物的被害	人的被害				
B1K10- 019	2010/10/18	2011/01/11	石油ふろがま	急いでいて、浴槽の水を入れながら、ふろ釜のスイッチを入れたため空焚きとなった。上の循環口以上に入っている事を確認していなかった。	機器焼損、接続用循環パイプ焼損、浴槽循環口部焦げ、外壁(石膏ボード付カラー鋼板)0.2㎡煤付着。	なし	長野県	---		25年以上使用
B1K10- 018	2010/08/05	2011/01/11	石油ふろがま(薪兼用)	前の晩、奥さんが薪をくべて風呂を沸かした。翌日早朝に使用者が起きてみると、屋根の部分が燃えていた。使用者が元左官で、2~3年前にふろがま(H2缶)を人から譲り受けて自分で設置した。煙突の屋根貫通部で付近の木材が過熱されて発火したと判断する。	機器に被害無し。ふろ釜設置場所の屋根一部焼損。	なし	山口県	---		なし
B1K10- 017	2010/08/03	2011/01/11	石油ふろがま	浴槽へ水を張って、確認した時は浴槽から水が溢れていた。水位を下げる為排水栓を抜いたが、それを忘れて、タイムスイッチを約15分にセットした。10分後位にふろがまが赤く見え、ふろ釜上部のほうからは火が見えた。	全焼(71㎡)。近隣3軒に延焼(1軒3㎡部分焼、壁18㎡焼損。2軒はボヤ。)	なし	東京都	---		30年以上使用
B1K10- 016	2010/08/01	2011/01/11	石油ふろがま	数年使用していなかった実家にある給湯機を使おうとして、間違えて風呂釜のタイムスイッチを回した。プレーカーが落ちたことで異常に気づいた。浴槽の水を確認せずに、タイムスイッチを回したため、空焚きとなった。	機器焼損、ふろ釜設置場所のビニールタンクの屋根が一部溶解。	なし	福岡県	---		20年以上使用
B1K10- 015	2010/07/30	2011/01/11	石油ふろがま	浴槽の水位を確認せずにふろ釜のタイムスイッチを10分に設定した。消防署が消火後、浴槽内に水がないのを確認した。	機器焼損、接続用循環パイプ溶解、浴槽内部若干焦げ。	なし	長野県	---		25年以上使用
B1K10- 014	2010/06/25	2011/01/11	石油ふろがま	ふろを沸かしている途中で煙と臭いに気づき、スイッチを切ったが、空焚きとなっていた。浴槽の排水栓をホームセンターで購入したとのことで、浴槽の排水栓のはまりが不十分で浴槽水が漏れて空焚きになった。	循環パイプ焼損(溶解)、浴槽(ステンレス)の循環口付近変色。	なし	熊本県	---		25年以上使用
B2K10- 013	2010/03/10	2011/01/11	石油ファンヒーター	1歳半の女児のオムツ換え中に太ももが暖房機の吹出し部に接触し火傷を負う。当該製品は仕様を満足するものであり特に問題はなく、事故原因が製品に起因するとまでは言えないと判断する。	なし	軟膏治療 3週間の火傷	宮城県	---		なし
B1K10- 012	2010/03/02	2011/01/11	密閉式石油ストーブ	朝、スイッチを入れたら排気筒より白煙が1~1.5m位立上がったのでスイッチを切った。温風吹き出し口の中がオレンジ色に見えたので、消火器を使い消火した。給気ホースの劣化穴あきにより、風量過剰で機器が着火遅れとなった状態で、長期間使用され、バックファイアーや異常燃焼で漏れ出た油に、今回の油切れ、給油後の再着火で、防爆板取付部から出た炎が引火したと判断する。給気ホースの劣化穴あきは、送風ファンへの多量の埃付着で、送風量が異常に少なくなり、高温となったことが原因と判断する。	機器一部破損	なし	兵庫県	---		現品はマントルピース内設置と同じ設置状況であったので、設置後、送風ファンの掃除が全く行われていなかった。(マントルピース内は設置しないよう取説に明記)
B2K10- 011	2010/02/17	2011/01/11	石油給湯機付ふろがま	使用者より弊社特約店に「油漏れがある」との連絡がありサービス店を手配。電磁ポンプと油電磁弁を交換。電磁ポンプと油電磁弁の内部のOリングが経年変化によりシール性が低下したため油漏れとなった。	機器内の油漏れ、床に少量の油濡れ。	なし	北海道	---		既販品については、2005年2月より無償の点検改修を実施している。

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 の調査結果	製品事故判定第三者委員会	備考
					物的被害	人的被害				
B1K10- 010	2010/02/17	2011/01/11	油焚き温水ボイラ	当該機器を運転中、火災報知器が作動した。缶体とバーナー間の隙間から漏れた排気により、周囲の電線類が過熱され、劣化炭化して発火に至った。隙間は、バーナーの固定用蝶ナットが十分に締められていなかったことが原因と判断される。	機器内部の焼損、主に制御基板、電線類。	なし	新潟県	---		なし
A2K10- 009	2010/11/23	2011/01/11	石油給湯機付ふろがま	使用中、機器より煙がでて機器内部が焼損した。	機器内部一部焼損	被害は有りません	神奈川県	---		リコール商品
B2K10- 008	2010/11/02	2011/01/11	石油ファンヒーター	(使用者のコメント)点火時、温風吹出口より炎が出て火傷	なし	火傷(軽傷)	北海道	---		
A2G10- 007	2010/09/23	2010/11/26	石油小形給湯機	シャワー使用中、急に水になりブレーカーが作動。給湯器から黒煙が上がり器具焼損した。	器具焼損	有りません。	青森県	---		
B1K10- 006	2010/04/15	2010/06/03	石油ファンヒーター	4/15午前1時頃火災発生	木造2階建・犬舎・小屋3棟全焼	人的被害なし	福岡県			
B2K10- 005	2010/01/18	2010/03/15	石油給湯機付ふろがま	燃焼時に油が漏れた	無	無	長野県			
B2K10- 004	2010/03/02	2010/03/15	石油ファンヒーター	石油ファンヒーターを着火しようとスイッチを押したところ、火が上がって異常着火した。	不明	無	東京都			
B2K10- 003	2010/02/22	2010/03/08	密閉式石油ストーブ	ストーブを消火後、教室の児童13名が気分が悪くなり、病院に搬送された。原因は、消火後の排気臭が開けた窓から室内に入った。	無	軽傷13名(気分が悪くなった。)	埼玉県			
B1K10- 002	2010/01/28	2010/02/16	石油ストーブ	使用者が異常燃焼と誤認して座布団をストーブに掛けたため、火災が発生した。	家屋全焼	死亡1名	千葉県			
B1K10- 001	2010/01/07	2010/01/28	石油ファンヒーター	お客様が当該品を使用中、過熱されたスプレー缶が爆発し、漏れたガスが引火して周辺が燃えた。	台所の窓ガラス及び、天井の破損	軽傷2名(火傷)	奈良県			庭で先端のつぶれたスプレー缶本体を、部屋でスプレー缶のノズルを発見した。

・過去4年間の経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果等を反映した。また、これに合わせ重複データのチェックを行った(10.11.05)